

各課（室・局）長 様

総合政策部長

令和 5 年度予算編成方針について（通知）

令和 5 年度の予算については、下記により編成することとしたので、白岡市予算規則第 4 条の規定により通知します。

記

## 1 日本経済の状況及び国の動向

内閣府が発表した令和 4 年 7 月の月例経済報告によると、我が国経済の基調判断は、「先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」とされる一方、「世界的に金融引締めが進む中での金融資本市場の変動や原材料価格の上昇、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要がある。」としている。

また、同年 6 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（以下「骨太方針 2022」という。）で、国は、新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略など我が国を取り巻く環境の構造変化や、輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化、災害の頻発化・激甚化など内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている。我が国のマクロ経済運営については、ウクライナ情勢に伴う原油・原材料、穀物等の国際価格の高騰や気象物資の供給懸念等に対する緊急対策を講ずる、骨太方針 2022 や新しい資本主義に向けたグランドデザイン・実行計画をジャンプスタートさせるための総合的な方策を早急に具体化し、実行に移すという 2 段階のアプローチで万全の対応を行うとしている。本市においても、その動向をしっかりと注視し、適時適切に対応していく必要がある。

## 2 本市の財政状況及び今後の財政見通し

本市の財政状況については、令和 3 年度当初予算において市民税や固定資産

税などの市税について新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から▲4.5億円と、前年度比予算ベースではリーマンショック時を超える過去最大の落ち込みを見込んだところ、▲1.8億円の減収に留まり一部持ち直しの兆しが見られたものの、扶助費は依然として過去最高を更新するなど社会保障関係経費は増加している。

さらに、中長期的な視点で将来を見据えると、社会保障関係経費や公共施設・インフラ施設における老朽化対策などの費用負担が、年々増大していく見込みの中、福祉や教育、暮らしの安全、防災・減災など、市民生活に不可欠なサービスを安定的に提供しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応、GX（グリーントランスフォーメーション）、DX（デジタルトランスフォーメーション）などの新たな行政課題への対応も進めていくことが求められており、更なる財源不足が見込まれるところである。

### 3 予算編成の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、一時減少傾向となったものの、ウイルスの変異により急拡大している。加えて、ウクライナ情勢等による物価高騰は、市民生活及び市内の経済活動へ大きな影響を及ぼしている状況にある。

令和5年度予算については、引き続き、市民のいのち・生活を守り、市民の暮らしやすいまちづくり、持続可能な行政サービスの実現を目指すとともに、感染症の感染拡大防止の取組と地域経済の回復の両立を図ることを目的として、社会情勢や将来の見通し、本市の厳しい財政状況を踏まえ、次に掲げる基本的な考え方のもと、事業の目的やねらい、効果などを明確にし、各部内で十分に議論を尽くした上で編成されたい。

- (1) 第6次白岡市総合振興計画で示す目標達成に向けて、基本計画に掲げる重点取組項目の推進を念頭に予算編成に当たること。特に行財政改革の推進に当たっては、職員一人ひとりが前例に捉われることなく、柔軟な発想と創意工夫のもと、積極的に予算編成に取り組むこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策の感染拡大防止への継続した取組、激甚化する風水害等の自然災害への対応、老朽化した公共施設への対応等、市民の生命・財産を守るため、この時期を逸すると実現が困難な施策、事業を優先とすること。
- (3) 経済見通しが厳しい状況を念頭に置き、全ての事業に、次に掲げる視点を持って、抜本的な見直しを加えるとともに、従来の手法にとらわれない市歳入の増加に結びつく創意工夫を図ること。特に、行政のデジタル化の推進な

ど、一時的な経費はかかるが、中期的に見たトータルコストでは歳出削減（歳入増収）効果が見込めるものは、業務効率化、コスト削減などの効果を具体的に明示した上で、要求に反映させること。

- ア 内部事務の精査
- イ 内部事務や事業の集約化
- ウ 運営体制の見直し
- エ 手法の変更・見直し、主体・執行体制の見直し
- オ 委託の仕様内容、需用費等の見直し
- カ 在庫等の有効活用
- キ 公有財産の適正管理・戦略的活用
- ク 執行残（決算額）との比較
- ケ 計画の見直し（平準化）
- コ 国・県・他市基準との比較
- サ 歳入の確保
- シ 社会情勢の変化、目的の達成
- ス 政策・施策の有効性
- セ 公民連携の取組
- ソ データやICTの活用による業務の効率化
- タ 民営化・委託化
- チ 業務の効率化、働き方の見直し

#### 4 総括的事項

(1) 分析結果を踏まえた事業の見直し

令和3年度の実績及び令和4年度の取組状況を踏まえ、これまでの成果、現状及び課題を分析すること。そして、現状の正しい把握と最新の知見を踏まえた上で、市民の立場に立った事業の見直しや再構築を行うこと。

(2) 行政評価制度の活用

行政評価の結果を予算に反映させること。

事務事業の見直しが必要と評価された事業は、事業規模を縮小させるだけでなく、事業廃止も含めて判断すること。

(3) 既存事業のスクラップの徹底

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響やウクライナ情勢等による物価高騰などにより、歳入の減少とともに新たな行政需要が見込まれ、例年以上に厳しい財政状況が予想される。限られた財源の中で、重要施策に取り組

むためには、既存事業をスクラップすることが必須である。既に所期の目的を達成したものや、情勢の変化等により、事業推進の必要性が薄れたもの、予算の執行率が低いものはもちろんのこと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により令和3年度に未執行となり、令和4年度も引き続き未執行となる事業又は令和4年度未執行となる事業について、事業見直しの契機と捉え、廃止の検討を行うこと。

また、事業を継続する場合であっても、新たな生活様式に合った事業となるよう再構築を図ること。

#### (4) 類似施策等の見直し

関係部局が連携して取り組むべき施策については、縦割りの考え方に捉われることなく、関係課での連絡調整を密に行い、要求内容を整理・統合し、効率的・効果的な事業実施が可能な予算要求を行うこと。

#### (5) 年間総額予算による当初予算編成と補正予算の限定

各経費の見積りに当たっては、決算との乖離を分析し、過大な不用額が発生しないよう十分精査すること。

各事業予算については、年間総合予算として編成し、補正予算は原則として制度改正などの必要最小限のものに限定すること。

#### (6) 歳入の確保

歳入見積りに当たっては、財源を的確に把握し、更なる収入の確保を図ること。

国庫支出金や県支出金を財源とする事業については、国や県の補助制度の動向を十分注視し、活用可能な制度を適切に予算に反映させること。

他団体の補助制度の活用事例の情報収集や埼玉県「市町村に対する支援制度」を参照し、補助対象となる事業は積極的に活用をすること。ただし、補助事業であることを理由に安易に事業申請を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬよう留意すること。

#### (7) 人件費の見直し

事業の見直しを前提に、時間外勤務手当については、令和4年度当初予算額を基本とするので、超過勤務の徹底的な削減に努めること。

#### (8) 投資的経費の取扱い

事業の緊急性、必要性、事業効果、起債による将来負担等を十分検討し、部内で優先順位付けを行った上で計上すること。また、補助事業、単独事業ともに必要最小限の額を見積もること。補助事業については、国への要望額

をそのまま要求額としないこと。単独事業については、国や県の補助制度が活用できないか確認し、安易に単費での要求としないこと。

(9) 扶助費の取扱い

扶助費については、事業手法や給付水準等の見直し、検討を行った上で、対象者や扶助額について精査し、適正な制度運用に努めること。市単独のもの（国・県制度への上乗せを含む。）については、制度そのものの継続の合理性について検討した上で、自己負担額や支給基準等の見直し、廃止を検討すること。

(10) 公共施設等総合管理計画等と連動した予算要求

公共施設の機能維持又は改修については、一時的に多大な費用を要することのないよう、公共施設等総合管理計画、個別施設計画などの各種計画に基づき、維持管理コストの縮減などに努めること。

また、公共施設の機能維持又は改修に係る費用については、必要箇所の順位付けを行い、緊急性の高い施設の修繕等を優先させるなど、部内での調整を十分に図り、必要額を見積もること。

(11) 会計年度任用職員制度の活用

職の必要性及び常勤職員とのすみ分けを吟味した上で、毎年度、業務内容を設定し、適切な勤務日数・勤務時間となるようにすること。

(12) 民間活力の活用と連携

複雑多様化する行政需要に対応するため、各種事業の実施に当たっては、市民との協働や民間活力の活用、大学との連携など効果的な事業実施に努めること。

また、各事業において、真に行政が実施すべき事業か否かを十分に精査・検討すること。

(13) 団体等に対する補助金

団体等への補助金については、市民の税金等貴重な財源によって賄われ、真に住民の福祉の向上及び利益に寄与し、広く市民のニーズに沿ったものを使用されるべきものである。その活用にあたっては、透明性の確保や説明責任を十分に果たすことが求められる。そのため、団体等において予定する補助対象事業、補助対象経費、補助金の使途について十分に把握した上で必要となる補助金額を要求すること。

また、団体等の決算書等に基づき財務状況を分析し、補助金額以上の繰越金が恒常的に発生している場合には、補助金交付の必要性や補助金額の減額

を検討すること。

#### (14) 特別会計等の予算編成

財政健全化法に基づき、一般会計に加え、特別会計や地方公社、第3セクターを含めて財政運営の健全性が判断されるため、特別会計については、一般会計に準じて予算編成するものとし、財源を安易に一般会計に依存することのないよう、効率的な運用に努めること。

一部事務組合等については、財政状況、特に将来負担すべき実質的な負債の額について厳しくチェックすること。

### 5 その他

歳入・歳出における個別の見積り方法、予算見積書の作成等については、別途通知する「令和5年度当初予算歳入見積書・歳出要求書作成要領」に従うこと。